

## 令和4年度 文教委員会資料④

【議案第95号】

川崎シンフォニーホール条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎シンフォニーホール条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和4年8月30日)

川崎シンフォニーホール条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎シンフォニーホール条例 平成15年10月3日条例第39号					○川崎シンフォニーホール条例 平成15年10月3日条例第39号				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
1 施設利用料					1 施設利用料				
種別	金額				種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
音楽ホール	262,770円	410,460円	581,570円	1,140,740円	音楽ホール	258,000円	403,000円	571,000円	1,120,000円
楽屋	1,830円	2,850円	4,070円	7,940円	楽屋	1,800円	2,800円	4,000円	7,800円
応接室	910円	1,520円	2,130円	4,170円	応接室	900円	1,500円	2,100円	4,100円
市民交流室	7,430円	11,610円	16,500円	32,280円	市民交流室	7,300円	11,400円	16,200円	31,700円
会議室	1,930円	2,240円	2,950円	7,120円	会議室	1,900円	2,200円	2,900円	7,000円
研修室	1,930円	2,240円	2,950円	7,120円	研修室	1,900円	2,200円	2,900円	7,000円
練習室	2,540円	2,950円	3,870円	9,360円	練習室	2,500円	2,900円	3,800円	9,200円
企画展示室	利用は1週間単位とし、1日につき19,550円				企画展示室	利用は1週間単位とし、1日につき19,200円			
備考					備考				
1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後4時30分まで、夜間とは午後5時30分から午後10時まで、全日とは午前9時から午後10時までをいう。					1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後4時30分まで、夜間とは午後5時30分から午後10時まで、全日とは午前9時から午後10時までをいう。				
2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用するときは、規定利用料の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。					2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用するときは、規定利用料の2割増相当額とする。				
3 音楽ホールを練習、準備等で利用する場合は、規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の4割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。					3 音楽ホールを練習、準備等で利用する場合は、規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の4割相当額とする。				
4 練習、準備等で利用する場合を除き、音楽ホールにおいて座席の利用が、1,094席以下の場合は規定利用料(第2項の規定を適用する場合					4 練習、準備等で利用する場合を除き、音楽ホールにおいて座席の利用が、1,094席以下の場合は規定利用料(第2項の規定を適用する場合				

改正後	改正前																								
<p>は、同項の規定により算出して得た額。以下この項において同じ。)の8割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とし、1,094席を超え1,566席以下の場合には規定利用料の9割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。</p> <p>5 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額(10円未満の端数は、切り捨てる。)にその超えて利用する時間(1時間に満たないときは、これを1時間とする。)を乗じて得た額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>(1) 午前0時から午前9時まで 夜間の規定利用料(前3項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額。以下この項において同じ。)の45分の10</p> <p>(2) 午前9時から正午まで 午前の規定利用料の30分の10</p> <p>(3) 正午から午後4時30分まで 午後の規定利用料の35分の10</p> <p>(4) 午後4時30分から午後12時まで 夜間の規定利用料の45分の10</p>	<p>は、同項の規定により算出して得た額。以下この項において同じ。)の8割相当額とし、1,094席を超え1,566席以下の場合には規定利用料の9割相当額とする。</p> <p>5 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額(10円未満の端数は、切り捨てる。)にその超えて利用する時間(1時間に満たないときは、これを1時間とする。)を乗じて得た額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>(1) 午前0時から午前9時まで 夜間の規定利用料(前3項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額。以下この項において同じ。)の45分の10</p> <p>(2) 午前9時から正午まで 午前の規定利用料の30分の10</p> <p>(3) 正午から午後4時30分まで 午後の規定利用料の35分の10</p> <p>(4) 午後4時30分から午後12時まで 夜間の規定利用料の45分の10</p>																								
<p>2 設備利用料</p>	<p>2 設備利用料</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パイプオルガン</td> <td>1台1回</td> <td>20,370円</td> </tr> <tr> <td>ピアノ</td> <td>1台1回</td> <td>15,270円</td> </tr> <tr> <td>その他設備</td> <td>1台(1式、1組、1列、1脚、1本、1個、1枚、1張、1双、1段、1キロワット)1回</td> <td>20,370円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	パイプオルガン	1台1回	20,370円	ピアノ	1台1回	15,270円	その他設備	1台(1式、1組、1列、1脚、1本、1個、1枚、1張、1双、1段、1キロワット)1回	20,370円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パイプオルガン</td> <td>1台1回</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>ピアノ</td> <td>1台1回</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>その他設備</td> <td>1台(1式、1組、1列、1脚、1本、1個、1枚、1張、1双、1段、1キロワット)1回</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	パイプオルガン	1台1回	20,000円	ピアノ	1台1回	15,000円	その他設備	1台(1式、1組、1列、1脚、1本、1個、1枚、1張、1双、1段、1キロワット)1回	20,000円
種別	単位	金額																							
パイプオルガン	1台1回	20,370円																							
ピアノ	1台1回	15,270円																							
その他設備	1台(1式、1組、1列、1脚、1本、1個、1枚、1張、1双、1段、1キロワット)1回	20,370円																							
種別	単位	金額																							
パイプオルガン	1台1回	20,000円																							
ピアノ	1台1回	15,000円																							
その他設備	1台(1式、1組、1列、1脚、1本、1個、1枚、1張、1双、1段、1キロワット)1回	20,000円																							
<p>備考</p> <p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、その超えて利用する時間1時間(1時間に満たないと</p>	<p>備考</p> <p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、その超えて利用する時間1時間(1時間に満たないと</p>																								

改正後	改正前
<p>きは、これを1時間とする。)につき、規定利用料の3割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>	<p>きは、これを1時間とする。)につき、規定利用料の3割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>